

一九五四年四月十日 週二番発行 (火、金曜日)  
才三種郵便物認可

# 公報

才十六号  
一九五七年  
二月二十二日

目次	
規 則	
○工務交通局組織規則の一部を改正する規則(才十八号)	1
○郵便為替規則の一部を改正する規則(才十九号)	1
告 示	
○人名用漢字表(才三十五号)	2
公 示	
○農村中堅青年養成講習生の募集	2
海難審判委員会事項	
○機船才三沖水丸沈没事件	2
登 記 公 告	
○百里、前原、八重山各登記所	3
解 令	
○裁判所関係	4

正 誤

○一九五七、二、六公報号外才三号、行政事務代決規程の一部を改正する規程(訓令才一号) 中訂正

4

規 則

○規則第十八号  
工務交通局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。  
一九五七年二月二十二日  
行政主席 菅間 重剛

工務交通局組織規則の一部を改正する規則

工務交通局組織規則(一九五三年規則才八十八号)の一部を次のように改正する。  
才三十一條の次に次の二條を加える。  
(道路班長駐在所)

才三十一條の二 工務出張所に道路班長駐在所を設け、駐在員を置く。  
2 駐在員は所属工務出張所長の指揮監督を受けて、当該工務出張所の所掌事務の一部を処理する。

(道路班長駐在所の名称及び位置)

才三十一條の三 道路班長駐在所の名称及び位置は、左のとおりとする。

名 称	位 置
南部工務出張所久米島	仲里村
道路班長駐在所	
宮古工務出張所伊良部	伊良部村
道路班長駐在所	
八重山工務出張所与那	与那国町
道路班長駐在所	
八重山工務出張所古見	竹富町
道路班長駐在所	
八重山工務出張所船浦	竹富町
道路班長駐在所	
才五十七條の次に次の五條を加える。	
才五十七條の二 郵便局に左の機關を置くことができる。	
分 室	
集配駐在所	
(分室の名称及び位置)	
才五十七條の三 分室の名称及び位置は、左のとおりとする。	
名 称	位 置
南大東郵便局北大東	北大東村
分室	
与那国郵便局久部良	与那国町
分室	
(分室の所掌事務)	
才五十七條の四 分室においては、所属郵便局長の指揮監督をうけて、当該郵便局の所掌事務の一部をつかさどる。	
(集配駐在所の名称及び位置)	

才五十七條の五 集配駐在所の名称及び位置は、左のとおりとする。

名 称	位 置
美郵便局安田集配駐在所	國頭村
(集配駐在所の所掌事務)	
才五十七條の六 集配駐在所においては、左の事務をつかさどる。	
一 郵便物の集配に關すること。	
二 その他所屬郵便局長の命ずること。	

○規則第十九号  
郵便為替規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。  
一九五七年二月二十二日  
行政主席 菅間 重剛

郵便為替規則の一部を改正する規則

郵便為替規則(一九五三年規則才九十三号)の一部を次のように改正する。

才十一條中「四十五円」を「百円」に、「九十円」を「二百円」に改める。  
才三十一條才二項中「二十八円」を「五十円」に、「五十六円」を「百円」に改める。  
才三十三條才二項中「四十四円」を「百円」に、「八十八円」を「二百二十円」に改める。  
才四十二條の次に、次の一條を加える。

(特殊取扱)  
 才四十二条の二 法才三十条才一項の  
 規定による送達取扱は、受取人の  
 住所が自局の電報の特別配達区域内  
 (郵便規則(一九五三年規則才一二  
 四号)才七十六条才一項に規定する  
 地域を除く。)にある場合又は港湾  
 等に停泊中の船舶内にある場合にお  
 いて、その受取人にあてて送達され  
 る電信為替証書の特使により送達す  
 る取扱とする。

2 前項の規定による取扱を受けよう  
 とするときは、差出人は、電信為替  
 振出請求書にその旨を記載して請求  
 し、且つ、電信為替証書一枚につ  
 き、電報の特使配達の料金の例によ  
 り計算した料金(電報の特別配達区  
 域内外の区別、配達路程、はしけ料  
 又は渡船料がわからない場合には六  
 十円)を納付しなければならない。

3 前項の規定により差出人が納付し  
 た料金に不足があるときは、その不  
 足額は受取人から徴収し、受取人が  
 これを納付しないときは差出人から  
 徴収する。

4 才一項の規定による取扱により電  
 信為替証書を送達する際受取人が不  
 在、移転その他の事由により送達す  
 ることができなかつた場合における  
 電信為替証書の送達については、前  
 条の規定を準用する。

5 才二項の規定による料金の納付に  
 ついては、差出人及び受取人並びに  
 払渡郵便局が同一で、且つ、同時に

発行された二枚以上の電信為替証  
 書は、一枚の電信為替証書とみな  
 す。  
 才四十九条才二項中「二十円」を「四  
 十円」に、「四十円」を「八十円」に  
 改める。

附 則  
 この規則は、一九五七年四月一日か  
 ら施行する。

告 示

○告示第三十五号  
 「当用漢字表」(一九五二年告示才  
 六十三号「文書作成規程」才五条)に  
 掲げる漢字以外に人名に用いてさしつ  
 かない漢字を次の表とおりに定める。  
 一九五七年二月二十二日  
 行政主席 當間 重剛

人名用漢字表

錦	虎	翠	禎	基	熊	橘	暢	佛	嶽	嘉	匡	玄	丑
鐘	鹿	鹿	稔	陸	爾	欣	明	敦	己	圭	卯	亦	丞
靖	輔	艶	稔	磨	猪	敏	杉	昌	庄	奈	只	亨	乃
須	辰	萬	綾	磯	玲	毅	桂	晃	弘	宏	吾	亮	之
馨	郁	藤	惣	祐	琢	浩	柁	晋	弥	寅	昌	仙	也
駒	西	蘭	聰	探	瑞	淳	楠	智	彦	尚	哉	伊	互

公 示

龍 鯉 鯛 鶴 鹿 雁 齊  
 中央農業研究指導所長  
 一九五七年二月十三日  
 下地 幸一

記

- 一 募集人員 二八名
  - 二 入所資格 琉球管内に本籍を有し左の資格を有する者
    - (1) 新制中学卒業又はそれと同等の学力を有し農業に従事している者
    - (2) 年令満十五才以上の若身体強健、志操堅実な若者で講習期間中家事に係累のない者
  - 三 願書提出 入所願(様式才一号)履歴書及び市町村長の推薦書を添え三月十五日までに最寄りの農業研究指導所に必着するよう提出のこと。
  - 四 願書様式 (様式才一号) 入所願
- このたびは農村中堅青年養成講習生として受講したいので別紙履歴書を添えて御願ひ致します。  
 年 月 日

現住所

氏名

- 中央農業研究指導所長あて
  - 五 入所通知 本人あてに通知する
  - 六 その他の事項
  - イ、講習場所 中央農業研究指導所
  - ロ、講習期間 自一九五七年四月一日 至一九五七年六月三十日
  - ハ、宿 泊 全員当所に合宿せしめる。但し、日用品及び寝具(毛布)は各自持参のこと蚊帳食器は当所で準備する
  - ニ、給 付 月額千貳百円の手当を支給する 往復の旅費は給しない
  - ホ、修了者には修了証を交付する
- 海難審判委員会事項  
 一九五六年沖審才十三号  
 裁 決 書  
 機船第三沖水丸沈没事件  
 一九五七年  
 二月十八日言渡  
 沖繩海難審判委  
 員会  
 書記  
 川崎健富

本籍 沖縄県国頭郡国頭村字奥

二六一番地

受審人 金城敏一郎

大正十四年十二月

三日生

右の事件について、当海難審判委員会は、海難審判理事官新聖賢が関与して左のとおり裁決する。

主 文

本件沈没は、受審人金城敏一郎の運航に關する職務上の過失に基因して発生したものである。

金城敏一郎を懲戒しない。

理 由

船種船名 機船才三沖水丸(事件発生後大功丸に改名)

船籍港 那覇市

船船所有者 宮平 良輝

総トン数 三〇、四五トン

受審人の職名及び受有する海技免状

船長 西種船長免状

事件発生年月日時刻場所

一九五六年五月十八日午後〇時三十分ごろ 国頭村安波区海岸南方約千メートル沖合

損 害

原因 船体沈没後浮揚

原 因 重量物を水中に吊下運搬するに当り措置不良

本船は、総トン数三〇、四五トン、グレインマリンデイズル発動機一個を有するL.C.M.型機船であるが、重量物引揚げ用の目的をもって、船首部に、長さ五、四三メートル、幅三、三メートル

の杉丸太材二本を、両舷内側に各一本宛、斜前方に倒して取りつけ、その先端を、前扉の、ほぼ中央部上方においてくみ合わせ、これに滑車を取りつけたデリックを架設し、機関室隔壁の前方にウインチを装備していたものであるが、受審人金城敏一郎は、同船の船長として執職中、船員及び作業員として、他に六名を乗組させ、海中廢鉄集取の目的で、一九五六年五月十八日午前八時三十分ごろ、空倉にて、国頭村安波港を発し、同村安波区南方千二百メートルばかりの水深性係十三尋の地点にいたり、先着の幸丸(総トン数四トン)と協力して、戦守中放棄されたあつた戦車(重量約七トン)を、前示デリックにて、水面下五尋ばかりのところで巻き上げ、これをウインチにて巻き止め、船首約一、八〇メートル、船尾約〇、九六メートルの乾舷にて、一時因三海堤ばかりの航力をもつて安波港に向つた。この場合、過大な重量がデリックの先端に加わつてゐるため、頭部過重となり、船体が横揺した場合、重心が移動する結果となり、横転の危険状態にあつたのであるから、戦車をデリックにて吊り揚げたのち、速かに、船体前後の中央附近船底の下方において適宜戦車を吊り下げ保持するように、両舷外側より維持索をとり、しかるのち発航し、浅水深の箇所をいたり、更にデリックに吊りつけて適宜運航すべきであつたが、受審人金城は、これに思い定らず、何等措置することなく発航し、引揚げ作業現場より二百メートルばかり航行した同日午後〇時三十分ごろ、右舷側方から突然高浪が襲来し、船体が左方に押圧されたたんと、吊り下げている戦車の重量が右舷方に偏し、船体は、右舷側に激傾斜し、海水が舷縁上より船内に打ち込んだので、受審人金城は、あわてて、ウインチワイヤーの巻き出しを命じたがとぎすでに遅く、続けて襲来した高浪のため、船体は、右舷側に横転し、それと同時にウインチワイヤーが切断したため、船体は、船首を水面に露呈し、水中に没した。当時天候は晴、南西の疾風が吹き、潮候は張潮の中央期に属し、海上は波浪があつた。乗組員は横転す前に受審人金城の退避せよとの大声で海中に飛び込み、のち全員幸丸に救助された。また、船体は、当時安波港に停泊中の寿丸に急報し、その来援を得て、船首を水面に露呈したまま安波港入口に曳航、保管に努め、のち浮揚した。沈没の結果船尾に軽微な損傷があつたが、のち修理が加えられた。

本件沈没は、琉球船舶規則才二十一条に該当し、受審人金城敏一郎が、重量物を水中に吊下して運するに当り、過大な重量をデリックの先端に負荷し、頭部過重の状態のまま航行した同人の運航に關する職務上の過失に基因して発生したものである。

受審人金城敏一郎の所為は、琉球船舶規則才二十一條に該当するから同條

△項を適用するのが相当であるが当時の状況にかんがみ強いて懲戒しない。よつて主文のとおり裁決する。

一九五七年二月八日

沖縄海難審判委員会

審判長 審判委員

金 城 善四郎

審判委員

上江田 広 吉

審判委員

伊是名 秀 光

登 記 公 告

○合名会社変更

一、商 号 合名会社三協ランドリー  
一、本 店 中頭郡宜野灣村桑志吾区

審 判

才九五七年式月拾貳日給社員の間意を得て社員 稲嶺盛昌、大山朝孝、大城憲哲は更に金拾貳萬円宛を出資したので左の通り変更す

一金式拾七萬円也 全部履行

稲嶺 盛昌

一金式拾七萬円也 全部履行

大山 朝孝

一金式拾七萬円也 全部履行

大城 憲哲

右才九五七年式月拾四日登記

首里登記所

○合資会社設立

一、商 号 合資会社丸三酒造所  
一、本 店 中頭郡具志川村金武湾区

九 班

<p>一、目的 酒類製造及販売</p> <p>二、代表社員の氏名 種本雄伸</p> <p>一、社員の名義出資の目的備後及履行なした部分及び責任</p> <p>中頭郡具志川村金武灣九連</p> <p>一金拾五萬円也 全部履行</p> <p>無限責任 種本雄伸</p> <p>中頭郡具志川村上平良川区</p> <p>参事</p> <p>一金拾五萬円也 全部履行</p> <p>有限責任 諸見里清</p> <p>コザ市胡屋区六坂</p> <p>一金拾五萬円也 全部履行</p> <p>有限責任 諸見里勇</p> <p>右記九五七年式月拾四日登記</p> <p>前原登記所</p> <p>○株式会社設立</p> <p>一、商号 株式会社 沖繩相互銀行</p> <p>一、本店 那覇市拾区拾四組</p> <p>一、支店 國頭郡名護町大中区惣研 中頭郡越来村安慶田区惣研</p> <p>那覇市拾区八組 那覇市辻町壹丁目六拾七番地 中頭郡嘉手納村四区壹班 八重山郡石垣市字大川式百四番地</p> <p>一、目的 一、一定の期間を定め、その中途又は満了のときにおいて一定の金額の給付をするこ</p>	<p>とを約して行う当該期間内における掛金の受人</p> <p>二、預金又は定期積金の受入</p> <p>三、資金の貸付又は手形等の割引</p> <p>四、有価証券、貴金属その他の物件の保護預り</p> <p>五、有価証券の払込金の受入又はその元利金の若しくは配当金の支払の取扱</p> <p>右に附随する業務を営む</p> <p>一、資本の総額 金五百萬円也</p> <p>一、一株の金額 金五百円也</p> <p>一、各株に付払込みたる金金額 金五百円也</p> <p>一、公告を為す方法、那覇市に於て発行する沖繩タイムス、琉球新報に掲載して行う</p> <p>一、取締役の氏名及住所</p> <p>那覇市拾区式組 具志頭 得助</p> <p>同 市六区式拾参組 伊波 興光</p> <p>同 市五区式拾参組 新里 雅宣</p> <p>國頭郡名護町大中区式財 湖城 其章</p> <p>代議取締役 具志頭 得助</p> <p>伊波 興光</p>	<p>新里 雅宣</p> <p>湖城 其章</p> <p>一、監査役の氏名及住所</p> <p>那覇市拾区拾五組 石川 逢篤</p> <p>國頭郡名護町大東区式壇 岸本 久幸</p> <p>右昭和参拾貳年式月拾四日登記 八重山登記所</p> <p>○支配人選任</p> <p>一、支配人の氏名、住所</p> <p>八重山郡石垣市字大川式百四番地 根路路 恵幸</p> <p>一、主人の氏名、住所</p> <p>那覇市拾区拾四組 株式会社沖繩相互銀行</p> <p>一、支配人を置きたる場所</p> <p>八重山郡石垣市字大川式百四番地</p> <p>右昭和参拾貳年式月拾四日登記 八重山登記所</p>	<p>正 誤</p> <p>○一九五七年二月六日公報号外才三号二頁三股掲載の「行政府事務代決規程の一部を改正する規程」(訓令才一才)中、「7の2才三十四条才三項」を「7の2才三十四条才二項」に訂正。</p>
<p>○裁判所</p> <p>平良 孝次郎</p> <p>裁判所調査官に任命する</p> <p>八級一号俸を給する</p> <p>巡回裁判所事務局調査課勤務を命ずる</p> <p>一九五七年二月十五日</p>	<p>辭 令</p> <p>平良 孝次郎</p> <p>裁判所調査官に任命する</p> <p>八級一号俸を給する</p> <p>巡回裁判所事務局調査課勤務を命ずる</p> <p>一九五七年二月十五日</p>	<p>八重山郡石垣市字大川式百四番地</p> <p>根路路 恵幸</p> <p>那覇市拾区拾四組</p> <p>株式会社沖繩相互銀行</p> <p>八重山郡石垣市字大川式百四番地</p> <p>八重山郡石垣市字大川式百四番地</p> <p>八重山郡石垣市字大川式百四番地</p>	<p>新里 雅宣</p> <p>湖城 其章</p> <p>石川 逢篤</p> <p>岸本 久幸</p> <p>八重山郡石垣市字大川式百四番地</p>
<p>発行所</p> <p>行政主席官房文書課</p> <p>(共同印刷社印行)</p>			